

# 定 款

制定	平成13年4月15日
変更	平成25年6月4日
変更	平成31年1月7日
変更	令和2年1月7日

# 特定非営利活動法人 まな市民後見セーフティネット 定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人まな市民後見セーフティネットという。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、認知症、知的・精神障害ゆえ、あるいは、疾病、身体障害、高齢ないし一人暮らしゆえ、社会経済生活上、不利益を被っている人ならびに被りそうな人が少なくない地域の現状を鑑み、成年後見等の利用促進を通じ、安定力のある地域構築に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ③ 地域安全活動
- ④ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑤ 消費者の保護を図る活動
- ⑥ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 成年後見を要する人の把握、調査事業
- ② 成年後見に関する相談、利用支援、申請書類等作成に関する事業
- ③ 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の受任事業
- ④ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人の受任事業
- ⑤ 委任契約による医療、介護、福祉、等の手配や支払、契約を代行する事業
- ⑥ 委任契約による財産管理、遺言執行、死後事務に関する事業
- ⑦ 委任契約による就労支援、旅行支援、家事支援、買い物代行業業

- ⑧ 日常生活における自立支援に関する事業
- ⑨ いわゆる親族後見人に対する支援する事業
- ⑩ 成年後見に関する勉強会等の企画、運営に関する事業
- ⑪ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の設立目的に賛同して、この法人の活動及び事業の推進に協力できる個人。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体。

#### (入会)

**第7条** 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

**第8条** 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

**第9条** 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して6ヶ月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

**第10条** 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退

会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、理事長1名を置き、専務理事1名を置くことができる。

(選任等)

**第14条** 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第15条**

- 1 理事長は、この法人の業務を総理する。
- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又

は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

**第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

**第18条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (事務局及び職員)

**第20条** この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

**第21条** この法人に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、総会の承認を経て理事長が任命する。
- 3 顧問・相談役は、この法人の事業について理事会に対し助言および提言を行うことができる。

## 第5章 総会

(種別)

**第22条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第23条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

**第24条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 除名
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 事業計画及び予算ならびにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会費の額
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第25条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

**第26条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日

から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第27条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

**第28条** 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第29条** 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第30条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第31条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

**第32条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第33条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第34条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第35条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも前日までに通知しなければならない。

(議長)

**第36条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

**第37条** 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第38条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第39条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席理事が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

**第40条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

**第41条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

**第42条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

**第43条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第44条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

**第45条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第46条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第47条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

**第48条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第49条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

**第50条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第51条** 本会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

(合併)

**第52条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第53条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第10章 雑則

(細則)

**第54条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	毛利陽子
専務理事	吉田重義
理 事	上原たみ子
監 事	渡辺由佳子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月末までに開催する定時総会終了の時までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成1

4年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

①正会員 個人 年会費 0円

②賛助会員 個人 年会費 一口 3,000円(一口以上)

③賛助会員 団体 年会費 一口 10,000円(一口以上)

#### 附則

1. この法人の名称変更、定款の目的、事業内容、会費の変更、特定非営利活動の種類追加は、平成25年、この法人の定款変更認証後より施行する。

1. この法人の定款の特定非営利活動の種類削除、役員任期、総会の招集方法、表決権の委任方法、理事会の招集方法、表決方法追加、理事会の議事録署名の変更は、平成31年1月7日より施行する。

1. この法人の定款の特定非営利活動の除名、権能、事業計画及び予算、暫定予算、事業報告及び決算の変更は、令和2年、この法人の定款変更認証後より施行する。

以上